

## 公益財団法人 折田財団

### 令和 8 年度 大学進学育英奨学生募集要項

公益財団法人折田財団では、沖縄県を中心とした南西諸島のうち奄美大島以南の地域に生活の本拠を有する者の子弟で、かつ同地域の高等学校及び特別支援学校の高等部（以下「高等学校等」という）に学び学業及び人物が優れているにもかかわらず、経済的な理由により修学が困難な大学進学者を対象に育英奨学金の給付予約し、その学習活動を支援するため募集します。

#### 1. 応募資格

沖縄県を中心とした南西諸島のうち奄美大島以南の地域に生活の本拠を有する者の子弟で、かつ同地域に学ぶ高等学校等を令和 8 年 3 月に卒業予定者で、日本国内の大学（短期大学は除く）に進学を希望する者のうち、次の要件すべてに該当する者。

(1)「大学進学者育英奨学金給付申請書」（様式第 1 号）に記載の第 1 志望校、又は第 2 志望校へ令和 8 年 4 月に入学する者（志望校以外の入学は事務局へ報告してください。）

(2)学力・学業・人物に特に優秀（評定平均値が 4. 0 以上）で、かつ向上心に燃えている者

(3)大学へ進学後も特に優れた学業成績を修められる見込みがある者

(4)経済的な理由により大学への進学及び大学での修学に困難があり、正規の課程の終了年限まで援助が必要と認められる者（生計を一にする家族の年間総収入が 700 万円以下であること）

(5)心身ともに健全な者

(6)他の団体や財団等から同種類の奨学金（返済義務のない奨学金）などの給付を受けない者。貸与型奨学金との併用は可能

#### 2. 募集人員

高等学校及び特別支援学校高等部 112 名

#### 3. 給付内容（金額・期間・その他）

(1)育英奨学金の給付額

月額 8 万円（年額 96 万円） 返済の必要はありません。

(2)育英奨学金給付期間

令和 8 年 4 月から正規の課程の最短終了年限の終期まで給付を予約します。

ただし、毎年、新学期に給付の継続手続きが必要です。

(3) 育英奨学金の給付方法

毎年、前期と後期に分け、それぞれ6か月分ずつまとめて育英奨学生の指定する金融機関の口座に振込送金します。

(1) 前期分（4月から9月分まで）・・・6月末日に給付

(2) 後期分（10月分から翌年3月分まで）・・・11月末日に給付

ただし、給付時に大学に在学していない者及び休学している者には給付いたしません。

4. 応募方法

学校長は応募資格者を1名から5名以内選考し、下記の書類を学校長を通じて当財団に提出して下さい。

(1) 「大学進学者育英奨学金給付申請書」（様式第1号）

(2) 「大学進学者育英奨学生推薦書」（様式第2号）

(3) 「奨学金申請者家族調書」（様式第6号）

(4) 調査書（大学受験時に提出する調査書）

(5) 所得証明書（生計を一にする納税義務者全員について、市町村の発行する所得証明書）

(6) 申請者及び保護者（親権者又は後見人）の住民票記載事項証明書又は住民票謄本

※上記（1）、（2）、（3）は当財団ホームページからダウンロードできます

5. 応募書類の送り先

〒901-2733 沖縄県宜野湾市大山7丁目2番10号

株式会社サンエー本社内

公益財団法人 折田財団（TEL 098-898-2230）

事務局 古謝宛

※応募書類は、個人情報にあたるため必ず「書留」または「簡易書留」で郵送下さい。

6. 応募書類の受付締切

令和7年9月1日～10月31日必着

7. 選考方法

奨学生選考委員会で候補者を選考し、その報告を受け当財団で育英奨学生予定候補者を予約します。

## 8. 選考結果通知

令和7年12月31日までに、奨学生として採用を予約された育英奨学生予定候補者に対しては在学学校長を通じて応募者に通知します。

## 9. 奨学生の決定

育英奨学生予定候補者が、第1志望校または第2志望校の大学へ入学後(志望校以外の入学は事務局へ報告後)、在学証明書及び当財団所定の書類を提出していただきます。財団で提出書類を確認後、採用決定を行ないます。なお、採用者に対しては、「折田財団大学進学者育英奨学生採用決定通知書」をもって、本人にこの旨を通知します。入学しない場合は、資格を失います。

## 10. その他

- (1)募集についてのお問い合わせは、折田財団事務局（古謝）まで問い合せ下さい。
- (2)応募書類提出後、申請書類の記載事項に変更が生じた場合は、在学学校長を通じて速やかに財団事務局まで連絡下さい。
- (3)提出された応募書類は返却しません。応募書類は奨学生選考以外の目的には使用せず、当財団で厳重に管理します。